（別冊）

女性活躍推進法に基づく状況把握

１　趣旨

女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の策定にあたって、女性の活躍に向けた課題を明らかにし、行動計画の策定の基礎とするため、次の項目について、状況把握を行ったものです。

２　把握項目

（１）職員に占める女性職員の割合：令和５年４月１日時点
（２）平均した継続勤務年数の男女の差異：令和５年４月１日時点
（３）職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間：令和５年度
（４）管理的地位にある職員に占める女性職員の割合：令和５年４月１日時点
（５）職員の給与の男女の差異：令和５年度
（６）男性職員の配偶者分べん休暇及び育児参加休暇取得率：令和５年度
（７）男性職員の育児休業取得率：令和５年度

※勤続年数等は大阪市職員として採用された日をもとに算出しています。

※本組合職員について、派遣職員を除く場合の表現について「固有職員」とします。

３　状況把握

（１）職員に占める女性職員の割合

令和５年４月１日時点において、固有職員は362名中12名（3.3％）が女性です。

	固有職員	うち再任用職員
女性	12	3
男性	350	56
全体	362	59
女性比率	**3.3%**	**5.1%**

（２）平均した継続勤務年数の男女の差異

固有職員における男女別（再任用職員を含めない）の継続勤務年数を見ると、男性、女性ともに約26.4年であり、男女に差は見られません。

（３）職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間

令和５年度の固有職員一人当たりの超過勤務時間数は、月平均1.9時間、年間22.8時間です。月別で見ると、５月について超過勤務時間が少ない一方で、年末年始期間などの繁忙期には多くなっています。

（単位：時間）

	月平均時間	年間時間
固有職員	1.9	22.8

月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計
固有職員	1.7	1.4	1.7	1.9	1.8	1.6	1.6	1.6	3.0	3.0	1.8	1.7	22.8

（4）管理職にある職員に占める女性職員の割合

固有職員における課長級以上の女性職員は０％となっています。

	事務職員	技術職員	事業担当主事	計	課長級以上
女性職員	0	0	0	0	0
男性職員	3	3	29	35	1
全体	3	3	29	35	1
女性割合	**0.0%**	**0.0%**	**0.0%**	**0.0%**	**0.0%**

（5）職員の給与の男女の差異

１．固有職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	９１．９％
任期の定めのない常勤職員以外の職員	９５．１％
全職員	９０．５％

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっています。

⑴ 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	－
本庁課長相当職	－
本庁課長補佐相当職	－
本庁係長相当職	－

⑵ 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	－
３１～３５年	８９．７％
２６～３０年	９０．９％
２１～２５年	９２．３％
１６～２０年	－
１１～１５年	－
６～１０年	－
１～５年	－

【説明欄】

・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は９８％、住居手当の受給者に占める男性の割合は１００％となっています。
（参考：男性の扶養手当受給者率６６．１％＞女性の扶養手当受給者率４４．４％）
・一人当たりの時間外勤務手当の平均支給額における男性に対する女性の割合は３１．２％です。
・該当者がいない場合または男性の職員しかいない部分については、「－」表記しています。

※　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出しています。

（６）男性職員の配偶者分べん休暇及び育児参加休暇取得率

休暇項目	年度	対象者数	取得者数	取得率	完全取得者数	完全取得率
配偶者分べん休暇	Ｒ５	3	3	100%	2	67%
育児参加休暇	Ｒ５	3	3	100%	3	100%

（７）男性職員の育児休業取得率

年度	対象者数	取得者数	取得率
Ｒ５	3	1	33%